

G7広島サミット開催記念事業 被爆建物・被爆樹木めぐり実施業務基本仕様書（日本語対応事業）

1 業務名

G7広島サミット開催記念事業 被爆建物・被爆樹木めぐり実施業務（日本語対応事業）

2 業務の目的

G7広島サミットの開催を機に、被爆建物及び被爆樹木を講師に解説してもらいながらめぐる見学ツアー（以下「被爆建物・被爆樹木めぐり」という。）を実施することにより、より多くの人々に被爆の実相に触れる場を提供することで、平和への思いを共有し、核兵器廃絶、世界恒久平和の実現を目指すヒロシマの心を受け継いでもらうことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年11月30日まで

4 業務内容

(1) コース及び講師の選定

受注者は、広島市が指定する被爆建物及び被爆樹木（別紙参照）の中から、めぐるコースを移動手段や講師とともに設定する。なお、講師については、十分に被爆建物や被爆樹木に関する知識を有する者から選定すること。

(2) 開催日及び開催回数

開催日については、G7広島サミット終了後の5月に1回以上の開催を含め、10月31日までに5回以上開催することを必須とする。

(3) 参加者数

定員20名／回

(4) 実施時間

2時間程度／回

(5) 広報周知活動

被爆建物・被爆樹木めぐりへの集客及び取組の周知を図るため、インターネット等を活用した戦略的かつ効果的な広報周知活動を行う。

(6) アンケートの実施

参加者に対するアンケートを作成及び実施すること。

5 特記事項

- (1) 本業務の実施に関する事項については、発注者と十分に協議すること。また、被爆建物・被爆樹木めぐりの開催に当たっては、当日の連絡体制や実施体制を含めて発注者と十分に打ち合わせを行うこと。
- (2) 被爆建物・被爆樹木めぐりの実施後は、開催場所の現状復旧を行うこと。
- (3) 被爆建物・被爆樹木めぐりの実施に伴う開催場所の使用許可等の手続きについては開催場所の各管理者に対し適切に、受託者自ら使用許可申請を行い、その許可を得た上で、必要な料金等を納入することを原則とする。
- (4) 本業務の従事予定者は、本市が別途開催する被爆建物及び被爆樹木に関する研修を受講すること。
- (5) 被爆建物・被爆樹木めぐりで水道及び電気等を使用する場合は、原則として受託者自ら確保する。
- (6) 関係者との調整、苦情対応等については、自らの責任において行うこと。
- (7) 参加者の補償及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償の履行に備え、傷害保険及び賠償責任保険等の保険に加入する。また、保険加入後は保険証書の写しを提出する。
- (8) 本業務において、宗教・政治及び特定の企業による自社の宣伝や商品の広告だけを目的とした活動は行わないこと。
- (9) 被爆建物・被爆樹木めぐりの実施に当たっては、発注者と受託者が協議の上、開催時の状況に応じた新型コロナウイルス感染症防止対策を確実に実施した上で行うこと。

6 実施報告等

- (1) 実施計画書
契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者に提出・承認を得ること。
- (2) 実施報告書
各イベントが終了した日から起算して10日以内に業務の実施状況等、実施報告を行う。(被爆建物・被爆樹木めぐり実施実績、参加者数実績、広報周知活動実績、アンケート結果等)

7 業務の再委託

受注者は、本業務の一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ請け負わせ、又は委任する事業者の事業概要、業務体制及び責任者を明記の上、書面により提出し、発注者の承諾を得た場合は、本業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

8 留意事項

- (1) 関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に際し、発注者に提出された実施報告等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出する。